

公文書公開審査諮問書

北広文化第 21号

平成22年6月4日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 中村睦男様

北広島市教育委員会

教育長 白崎三千



北広島市情報公開条例第6条第1項第5号の行政運営情報の非公開に対し、次のとおり不服申立てがありましたので、同条例第17条の規定により諮問します。

不服申立てに係る公文書の名称又は内容	平成17年度の芸術文化ホールの清掃業務委託、平成12年度から平成17年度までの文化施設設備管理業務委託の予定価格調書
不服申立てに係る決定等の内容	公開の申し出のあった、芸術文化ホールの清掃業務委託、文化施設設備業務委託の予定価格調書を、北広島市情報公開条例第6条第1項第5号の行政運営情報に関する情報とし非公開とした。
不服申立年月日	平成22年5月6日
不服申立ての趣旨及び理由	(趣旨) 請求に係る公文書の「平成17年度の芸術文化ホールの清掃業務委託、平成12年度から平成17年度までの文化施設設備管理業務委託の予定価格調書」を非公開とした処分の取消を求める。 (理由) 平成19年度から長期継続契約となり、契約形態が変化していることから非公開情報に該当しない。
担当部課等	教育部文化課運営スタッフ 電話 011 (373) 7667 (内線)
備考	

不 服 申 立 の 概 要

1. 不服申立年月日
平成 22 年 5 月 6 日
2. 不服申立受理年月日
平成 22 年 5 月 6 日
3. 不服申立の対象となった処分
平成 22 年 4 月 14 日付北広文化第 5 号で行った公文書非公開決定処分
4. 不服申立の対象となった処分の概要
 - (1) 公開請求の内容
平成 17 年度の芸術文化ホールの清掃業務委託、平成 12 年度から平成 17 年度までの文化施設設備管理業務委託の予定価格調書
 - (2) 対象公文書
予定価格調書
 - (3) 非公開理由
行政運営情報であり、公開することにより事務事業を実施する意義を失う情報であるため
5. 処分課
北広島市教育委員会教育部文化課
6. 不服申立の趣旨（異議申立書より転記）
異議申し立てに係わる処分を取り消し、対象文書の公開を求めます。
7. 意義申立の理由（異議申立書より転記）
平成 19 年度から「北広島市長期継続契約ができる契約を定める条例」が施行され、当該清掃業務委託及び施設管理業務委託は契約期間が 1 年から 3 年に変更されました。このように契約形態が変化しており、非公開決定とした対象公文書即ち平成 17 年までの予定価格調書を公開しても平成 19 年度以降の「入札事務の公正な運営に支障が生じるとともに、当該事務の目的が失われることが考えられる。」ものには該当しないことから、非公開決定は不当であります。
8. 経緯
 - (1) 平成 22 年 4 月 5 日 公文書公開請求